

令和3年第1回定例会（2月議会）
予算及び付託議案審査関係資料（追加提案関係）

令和3年2月22日
総務部

【予算関係】

- 資料1 令和2年度2月補正予算（令和3年2月22日追加提案分）に関する説明資料
(財政課)
- 資料2 地方消費税清算金及び地方消費税交付金の増額補正について
(税務課)

【議案関係】

- 資料3 「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案」について
(議案第100号)
(人事課)
- 資料4 「秋田県県税条例の一部を改正する条例案」について
(議案第101号)
(税務課)

資料1 (追加補正予算関係)

令和3年2月22日
財政課

令和2年度2月補正予算
(令和3年2月22日追加提案分) に関する説明資料

(議 案 第 9 9 号)

令和2年度2月補正予算(令和3年2月22日追加提案分) 主要な歳入増減調書

(単位:千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 県 税			
2 地方消費税清算金	2,124,000	地方消費税清算金 2,124,000 (43,139,000 → 45,263,000)	
3 地方譲与税			
4 地方特例交付金			
5 地方交付税			
6 交通安全対策特別交付金			
7 分担金及び負担金			
8 使用料及び手数料	△ 19,009		港湾使用料 △ 19,009 (372,315 → 353,306)
9 国庫支出金	683,199	医療連携体制推進事業費 343,140 (0 → 343,140) 道路除雪費 256,380 (3,558,000 → 3,814,380) 地域医療介護総合確保事業費 94,270 (1,491,542 → 1,585,812)	農地中間管理機構関連事業費 △ 29,004 (532,785 → 503,781) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 △ 27,856 (19,419,498 → 19,391,642)
10 財産収入			
11 寄附金			
12 繰入金	△ 1,528,923	南部老人福祉総合エリア老人専用マンション基金繰入金 583 (0 → 583)	財政調整基金繰入金 △ 1,529,506 (2,560,000 → 1,030,494)
13 繰越金			
14 諸収入	5	労働保険料納付金 5 (14,446 → 14,451)	
15 県債	△ 502,400		国直轄災害復旧事業負担金 △ 500,700 (556,400 → 55,700)
合 計	756,872	712,173,934 → 712,930,806	

令和2年度2月補正予算(令和3年2月22日追加提案分) 主要な目的別増減調書

(単位:千円)

区分	増減額	増額内訳	減額内訳
1 雑会費			
2 総務費			
3 民生費	221,986	地域医療介護総合確保基金積立金 141,403 (2,237,830 → 2,379,233) 生活福祉資金等貸付事業 80,000 (400,067 → 480,067)	
4 衛生費	350,011	医療保健福祉計画推進事業 343,140 (76,664 → 419,804)	
5 労働費	11,674	職業能力開発支援事業 11,674 (418,879 → 430,553)	
6 農林水産業費	△ 87,104		農地中間管理総合対策事業 △ 29,004 (629,450 → 600,446) 県産農畜水産物学校給食等活用緊急対策事業 △ 23,910 (187,422 → 163,512) 経営力強化緊急支援事業 △ 14,000 (300,000 → 286,000)
7 商工費	△ 27,000		航空機システム電動化研究・開発推進事業 △ 27,000 (424,794 → 397,794)
8 土木費	555,000	道路除雪事業 500,000 (6,944,504 → 7,444,504)	
9 警察費			
10 教育費			
11 災害復旧費	△ 500,695		国直轄災害事業負担金 △ 500,695 (556,500 → 55,805)
12 公債費			
13 諸支出金	233,000	地方消費税交付金 233,000 (22,473,000 → 22,706,000)	
14 予備費			
合計	756,872	712,173,934 → 712,930,806	

令和2年度2月補正予算(令和3年2月22日追加提案分) 主要な性質別増減調書

(単位:千円)

区分	増減額	増額内訳	減額内訳	
1 人件費	2,131	会計年度任用職員人件費等 2,131 (3,734,946 → 3,737,077)		
2 物件費	9,536	職業能力開発支援事業 11,674 (237,874 → 249,548)	介護保険サービス充実強化推進事業 △ 2,131 (50,859 → 48,728)	
3 その他の行政経費	扶助費			
	補助費等	574,497	医療保健福祉計画推進事業 343,140 (2,510 → 345,650) 地方消費税交付金 233,000 (22,473,000 → 22,706,000)	農地中間管理総合対策事業 △ 29,004 (625,011 → 596,007) 航空機システム電動化研究・開発推進事業 △ 27,000 (422,761 → 395,761)
	積立金	141,403	地域医療介護総合確保基金積立金 141,403 (2,237,830 → 2,379,233)	
	投資及び出資金			
	貸付金			
4 維持修繕費	555,000	道路除雪事業 500,000 (6,944,504 → 7,444,504)		
5 補助投資事業費	△ 24,844		経営力強化緊急支援事業 △ 14,000 (297,500 → 283,500) 秋田米生産・販売体制緊急支援事業 △ 11,000 (400,737 → 389,737)	
6 単独投資事業費	△ 156		施設・設備整備費 △ 156 (8,495 → 8,339)	
7 補助災害復旧事業費				
8 単独災害復旧事業費				
9 国直轄事業負担金	△ 500,695		国直轄災害事業負担金 △ 500,695 (556,500 → 55,805)	
10 公債費				
11 繰出金				
合計	756,872	712,173,934 → 712,930,806		

地方消費税清算金及び地方消費税交付金の増額補正について

令和3年2月22日
税 務 課

1 地方消費税の清算及び交付金制度の仕組み

地方税法の規定により、地方消費税については、全国の税収を各都道府県の消費のシェアにより再配分した額が都道府県収入となり、その2分の1を市町村に交付しなければならない。

2 補正理由

令和2年度の清算及び交付のベースとなる全国の地方消費税額が確定したところ、税収の伸びが2月補正で見込んだ額より大きく、それに連動し、清算金収入が増え、3月交付分の交付金予算が不足するため、それぞれ増額補正するものである。

3 追加補正額

(1) 地方消費税清算金【歳入】 (単位：千円)

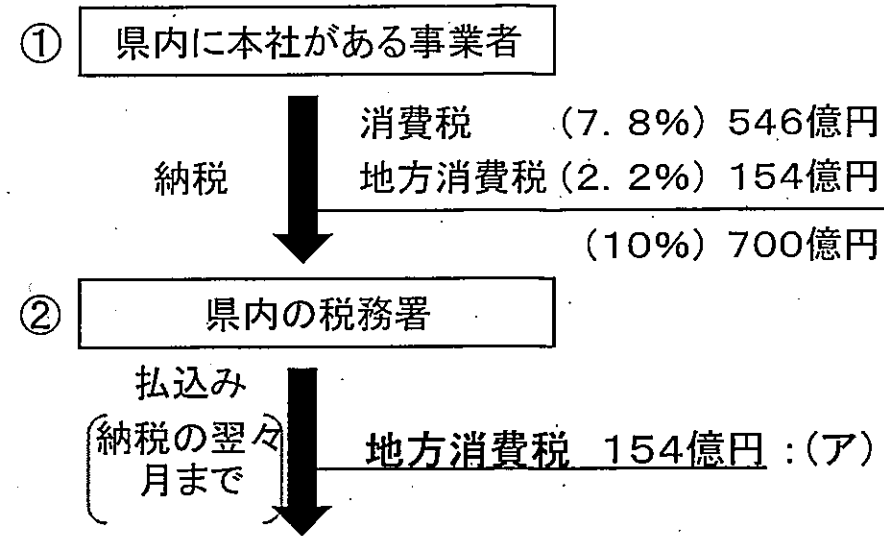
現計予算	決算見込額	超過額	要補正額
43,139,000	45,263,104	2,124,104	2,124,000

(2) 地方消費税交付金【歳出】 (単位：千円)

現計予算	決算見込額	不足額	要補正額
22,473,000	22,705,530	▲ 232,530	233,000

地方消費税の「都道府県間」清算と「市町村」交付金の仕組み

県内の税務署等に納税された消費税・地方消費税(10%分)が700億円、秋田県の消費のシェアを0.8%とした場合の概略モデル



<清算・交付の時期>

	対象期間	清算月	交付月
第Ⅰ期	前年2月～4月	5月	6月
第Ⅱ期	5月～7月	8月	9月
第Ⅲ期	8月～10月	11月	12月
第Ⅳ期	11月～1月	2月	3月

人口等の指標により決められた各都道府県の消費のシェア

③ 秋田県の取り分

清算基準	
0.8%	1億円 : (A)

(他の都道府県の取り分)

④ 【地方消費税清算金(支出)】

	清算基準	支出額
北海道	〇〇%	△△円
青森県	:	:
岩手県	:	:
⋮	:	:
沖縄県	:	:
合計	99.2%	153億円

⑤ 【地方消費税清算金(収入)】

(他の都道府県に払い込まれた地方消費税のうち、秋田県の取り分(0.8%))

	税込(a)	秋田県の清算基準(b)	支出額 (a) × (b)
北海道	円	0.8%	□□円
青森県	:	0.8%	:
岩手県	:	0.8%	:
⋮	:	:	:
沖縄県	:	0.8%	:
合計	××円	0.8%	399億円 : (B)

⑥ 清算後の秋田県の収入額

(A) + (B) = 400億円 : (C)

⑦ 【地方消費税交付金】

(C) / 2 = 200億円 : 人口割合等により、市町村に交付

**「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案」について
(議案第 100号)**

令和 3 年 2 月 22 日
人 事 課

1 改正理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和 3 年政令第 25 号）による新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）の廃止に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

新型コロナウイルス感染症の定義を改めることとする。

※新型コロナウイルス感染症の感染症法における法的な位置づけが「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更されることに伴うもの。

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、令和 3 年 2 月 13 日から適用することとする。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>156 附則</p> <p>7 (新型コロナウイルス感染症に係る防疫等業務手当の特例) 職員が新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業で人事委員会規則で定めるものに従事したときは、第六条第一項の規定にかかわらず、防疫等業務手当を支給する。</p> <p>8 略</p>	<p>156 附則</p> <p>7 (新型コロナウイルス感染症に係る防疫等業務手当の特例) 職員が新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業で人事委員会規則で定めるものに従事したときは、第六条第一項の規定にかかわらず、防疫等業務手当を支給する。</p> <p>8 略</p>

「秋田県県税条例の一部を改正する条例案」について (議案第 101 号)

令和 3 年 2 月 22 日
税 務 課

1 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第 号) による地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) の一部改正に伴い住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率の特例措置の適用期限の延長、自動車税の環境性能割の税率区分等の見直し等を行う等の必要がある。

2 主な改正内容

(1) 県民税の住宅借入金等特別税額控除の特例の延長 (附則第 35 条関係)

控除期間を 10 年間から 3 年延ばし、13 年間とする住宅借入金等特別税額控除の特例について、令和 3 年末としていた入居期限を令和 4 年末 (※) まで延長した上で、適用期限を令和 17 年度分の個人の県民税まで延長する等の措置を講ずることとする。

※ 一定の期限までに住宅を取得するための契約を締結することが必要である。

(2) 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率の特例の延長 (附則第 15 条関係)

住宅及び土地の取得に係る税率 (本則 4%) を 3% とする特例措置の適用期限を令和 6 年 3 月 31 日まで 3 年間延長することとする。

(3) 自動車税環境性能割の税率区分等の見直し (第 124 条の 5 関係)

新たな令和 12 年度燃費基準の下で税率区分を見直し、クリーンディーゼル車については、構造要件による非課税の対象から除外した上で、令和 3 年度及び令和 4 年度は激変緩和措置を講ずることとする。

(4) 自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長 (附則第 18 条の 13 関係)

令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に取得した自家用の乗用車に係る自動車税環境性能割の税率を 1% 分引き下げる特例措置の適用期限を令和 3 年 12 月 31 日まで 9 カ月間延長することとする。

(5) 自動車税種別割のグリーン化特例の見直し (附則第 19 条関係)

① 自動車税種別割のグリーン化特例 (軽課) について、クリーンディーゼル車を対象から除き、営業用乗用車等については、より優れた環境性能を求めるよう基準の見直しを行った上で 2 年間延長することとする。

② 自動車税種別割におけるグリーン化特例 (重課) について、現行の措置を 2 年間延長することとする。

(6) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和3年4月1日から施行することとする。ただし、2(6)の一部は公布の日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

新	旧
<p>(環境性能割の税率) 第二百二十四条の五 環境性能割の税率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める率とする。 一 法第五十七条第一項(同条第四項及び第五項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける自動車 百分の一 二 法第五十七条第二項(同条第四項及び第五項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける自動車 百分の二 三 略</p> <p>附則</p> <p>(住宅又は土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例) 第十五条 平成十八年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第六十七条の規定にかかわらず、百分の三とする。</p> <p>2 略</p> <p>(自動車税の環境性能割の税率の特例) 第十八条の十三 略</p> <p>2 自家用の乗用車に対する第二百二十四条の五の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年十月一日から令和三年十二月三十一日までの間に行われたときに限り、同条第二号中「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同条第三号中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。</p>	<p>(環境性能割の税率) 第二百二十四条の五 環境性能割の税率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める率とする。 一 法第五十七条第一項(同条第四項)において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける自動車 百分の一 二 法第五十七条第二項(同条第四項)において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける自動車 百分の二 三 略</p> <p>附則</p> <p>(住宅又は土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例) 第十五条 平成十八年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第六十七条の規定にかかわらず、百分の三とする。</p> <p>2 略</p> <p>(自動車税の環境性能割の税率の特例) 第十八条の十三 略</p> <p>2 自家用の乗用車に対する第二百二十四条の五の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年十月一日から令和三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同条第二号中「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同条第三号中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。</p>

(自動車税の種別割の税率の特例)

第十九条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(第二百二十五条第一項第一号イ(1)に規定する電気自動車をいう。以下この条及び次条において同じ。)、天然ガス自動車(法第四百九条第一項第二号に規定する天然ガス自動車をいう。以下この条及び次条において同じ。))、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車(法第四百九条第一項に規定するものをいう。次条において同じ。))、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で法施行規則附則第五条第二項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車(法第四百九条第一項に規定するものをいう。次条において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(法第四百九条第一項第三号に規定する電力併用自動車をいう。以下この条及び次条において同じ。))並びに家用の乗用車等(家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。次条において同じ。))、キャンピング車及び乗用車に類する特種用途自動車(第二百二十五条第一項第五号ハ(1)の特種用途自動車のうち家用のものを用いる。次条において同じ。))をいう。以下この条及び次条において同じ。)、同項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。))に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る同項及び第二百二十五条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 法第四百九条第一項第四号に規定するガソリン自動車(以下この条において「ガソリン自動車」という。))又は同項第五号に規定する石油ガス自動車(以下この条において「石油ガス自動車」という。))で平成二十二年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十

(自動車税の種別割の税率の特例)

第十九条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(第二百二十五条第一項第一号イ(1)に規定する電気自動車をいう。以下この条及び次条において同じ。))、天然ガス自動車(法第四百九条第一項第二号に規定する天然ガス自動車をいう。以下この条及び次条において同じ。))、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車(法第四百九条第一項に規定するものをいう。次条において同じ。))、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で法施行規則附則第五条第二項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車(法第四百九条第一項に規定するものをいう。次条において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(法第四百九条第一項第三号に規定する電力併用自動車をいう。以下この条及び次条において同じ。))並びに家用の乗用車等(家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。次条において同じ。))、キャンピング車及び乗用車に類する特種用途自動車(第二百二十五条第一項第五号ハ(1)の特種用途自動車のうち家用のものを用いる。次条において同じ。))をいう。以下この条及び次条において同じ。))、同項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。))に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る同項及び第二百二十五条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 法第四百九条第一項第四号に規定するガソリン自動車(以下この条において「ガソリン自動車」という。))又は同項第五号に規定する石油ガス自動車(以下この条において「石油ガス自動車」という。))で平成二十年三月三十一日 までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十

四年を経過した日の属する年度

二 法第四十九條第一項第六号に規定する軽油自動車（以下この条において「軽油自動車」という。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十四年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

（表 略）

2 略

3 次に掲げる自動車に対する第二百二十五條第一項及び第二項の規定の適用については

、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 略

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号において「排出ガス保安基準」という。）で法施行規則附則第五条の二第一項に規定するもの（第六項第二号において「平成三十年天然ガス車基準」という。）に適合するもの又は同法第四十一条第一項の規定に

四年を経過した日の属する年度

二 法第四十九條第一項第六号に規定する軽油自動車（以下この条において「軽油自動車」という。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十二年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

（表 略）

2 略

3 次に掲げる自動車に対する第二百二十五條第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車等を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、

当該自動車が平成三十一年四月一日（自家用の乗用車等にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第二百二十五條の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 略

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号において「排出ガス保安基準」という。）で法施行規則附則第五条の二第一項に規定するものに適合するもの又は同法第四十一条第一項の規定に

より平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則第九条の二第三項に規定するもの（以下この号及び第六項第二号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので法施行規則附則第五条の二第二項に規定するもの

三 略

四 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第四百九十九条第一項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（以下この条において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（以下この条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第四百七十七条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）が法第四百四十五条第五号に規定する基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので法施行規則附則第五条の二第三項に規定するもの

五 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第四百四十九条第一項第五号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準（以下この条において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号イ(1)(ii)に規定す

より平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則第九条の二第三項に規定するもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので法施行規則附則第五条の二第二項に規定するもの

三 略

四 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第四百九十九条第一項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第四百七十七条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）が法第四百四十五条第五号に規定する基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので法施行規則附則第五条の二第三項に規定するもの

五 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第四百四十九条第一項第五号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第五号イ(1)(ii)に規定す

については、当該自家用の乗用車等が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車等が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同表中「附則第十九条第三項」とあるのは、「附則第十九条第五項」と読み替えるものとする。

6 次に掲げる自動車（自家用の乗用車等を除く。）に対する第二百五条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同表中「附則第十九条第三項」とあるのは、「附則第十九条第六項」と読み替えるものとする。

一 電気自動車

二 天然ガス自動車のうち、平成三十年天然ガス車基準に適合するもの又は平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので法施行規則に規定するもの

三 法第四百九条第一項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車

四 ガソリン自動車（営業用の乗用車等（営業用の乗用車及び乗用車に類する特種用途自動車（第二百二十五条第一項第五号ハ（1）の特種用途自動車のうち営業用のものをいう。）をいう。以下

については、当該自家用の乗用車等が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車等が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

この項及び次項において同じ。)に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が法第四百九十九条第一項第四号イ(2)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率(以下この項及び次項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則に規定するもの

五 石油ガス自動車(営業用の乗用車等に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則に規定するもの

六 軽油自動車(営業用の乗用車等に限る。)のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則に規定するもの

7 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車等(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第二百二十五条第一項の規定の適用については、当該営業用の乗用車等が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車等が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新

規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第四項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同表中「附則第十九条第四項」とあるのは、「附則第十九条第七項」と読み替えるものとする。

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであるつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則に規定するもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであるつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則に規定するもの

三 軽油自動車のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則に規定するもの

8 第三項から前項までの規定の適用がある場合における第二百二十五条第三項の規定の適用については、第二項の規定を準用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第三十五条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき

6 前三項 の規定の適用がある場合における第二百二十五条第三項の規定の適用については、第二項の規定を準用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第三十五条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき

新型コロナウイルス感染症特例法

第六条第四項の規定の適用を受けた場合における附則第四条の二の二第一項の規定の適用については、同項中「令和十五年度」とあるのは、「令和十六年度」とする。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条の二第一項の規定の適用を受けた場合における附則第四条の二の二第一項及び第三項並びに附則第二十八条第三項の規定の適用については、附則第四条の二の二第一項中「令和十五年度」とあるのは「令和十七年度」と、同項及び同条第三項並びに附則第二十八条第三項中「令和三年」とあるのは「令和四年」とする。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第六条第四項の規定の適用を受けた場合における附則第四条の二の二第一項の規定の適用については、同項中「令和十五年度」とあるのは、「令和十六年度」とする。

